

動薬協会発 296 号  
平成 29 年 3 月 31 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会  
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会  
理事長 福井 邦 顕  
(公 印 省 略)

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり薬事審査管理班長名の事務連絡がありましたので、お知らせします。

事務連絡  
平成29年3月30日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会 御中

農林水産省消費・安全局  
畜水産安全管理課薬事審査管理班長

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第32号）の施行に伴い、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（平成29年農林水産省令第21号）が別添のとおり公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記のとおりですので、参考としてください。

記

1 改正の内容

人用医薬品の承認に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）の一部改正に伴い、条項を繰下げる。

〔 第六十三条中「同部有機薬品及びその製剤の項第五号の二十二」を  
「同部有機薬品及びその製剤の項第五号の二十四」に改める。 〕

2 施行期日

平成29年3月30日



## 別添

○農林水産省令第二十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年厚生労働省令第三十二号）の施行に伴い、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

農林水産大臣 山本 有二

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第七号）の一部を次のように改正する。

第六十三条中「同部有機薬品及びその製剤の項第五号の二十二」を「同部有機薬品及びその製剤の項第五号の二十四」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。